

様式第 4 号（第 4 条関係）

結城市公告第 1 7 3 号

結城市普通財産土地一般競争入札に関する公告

結城市普通財産（土地）の売払いに係る条件付一般競争入札について施行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

結城市長 小 林 栄

1 土地

物件番号	土地の所在地	地 目	地 積（㎡）	最低売渡価格	備考
1	結城市新福寺五丁目 12 番 10	宅地	363.33 ㎡	12,644,000 円	

2 入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- （1）地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- （2）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- （3）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者で、各号に該当する事実があった日から 3 年の期間が経過していないもの
- （4）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）を適用申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
- （5）売払財産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所又は活動の用に供しようとする者
- （6）市税等を滞納している者
- （7）結城市普通財産土地一般競争入札実施要項第 3 条に掲げる提出書類に不備又は不正のある者

3 申請方法

結城市普通財産土地一般競争入札参加申込書を結城市役所契約管財課に提出すること。

4 申請書提出期限

令和8年10月1日から令和8年10月28日まで（ただし、土日祝日等を除く。）
いずれも午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）に提出すること。

5 入札場所

結城市役所 3階 302会議室

6 入札日時

令和8年11月5日（木） 午前9時00分から

7 入札の無効

第2項に規定する入札に参加することができない者のした入札及び次の各号に掲げる入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者の入札
- (2) 指定した期日までに入札保証金を納入しなかった場合
- (3) 指定した日時までに入札書が提出されなかった場合
- (4) 入札価格が最低売渡価格に達していない場合
- (5) 入札書を2通以上提出した場合のその全部の入札
- (6) 入札書の金額が訂正されているもの
- (7) 入札書の金額及び氏名を確認しがたいもの
- (8) 入札書に記名押印がないもの
- (9) 入札書が鉛筆で記入されているもの
- (10) 入札に当たり不正行為があった者のした入札
- (11) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 入札に関して担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した入札

8 落札者の決定

落札者は、最低売渡価格以上の有効札のうち最高の価格での入札者とする。なお、同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじ引きで落札者を決定する。

9 入札保証金

入札者は、最低売渡価格100分の5以上の入札保証金を市の発行する納入通知書により、結城市指定金融機関又は収納代理金融機関窓口に入札期日の前日までに納めなければならない。なお、この入札保証金の還付に際しては、利息を付さない。

1 0 契約保証金

落札者は、売買契約に当たり、契約保証金として契約金額の100分の10以上（入札保証金を含む。）の金額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）を市の発行する納入通知書により、結城市指定金融機関又は収納代理金融機関窓口にて、市長の指定する日までに納めなければならない。

1 1 契約不履行の場合における入札保証金の帰属

落札者が市の決定した期限内に売買契約を締結しないときは、落札者の入札保証金は、市に帰属するものとする。

1 2 契約の締結及び売買代金の支払方法

落札者は、市の定めた土地売買契約書により契約を締結し、契約締結の日から30日以内に売買代金（入札保証金及び契約保証金として納付した額を除いた金額）を市の発行する納入通知書により、結城市指定金融機関又は収納代理金融機関窓口にて納めなければならない。

1 3 売り渡し方法

市の所有する本件普通財産を現状有姿のまま入札を行い、落札者はこれを買受けるものとする。なお、賃貸貸借契約により設置されている設置物については、賃貸借契約の終期である令和8年11月30日までに撤去されるものとする。

1 4 現地説明の日時及び場所

年 月 日 (曜日)	物件番号	時 間	集 合 場 所

注1 現地説明会を行わないため、事前に必ず現地を確認すること。

2 現地確認の際は、みだりに隣接地に立ち入ったり、工作物を傷つけたり、違法・迷惑駐車を行うなど、周辺住民の迷惑になるような行為をしないこと。

連絡先：結城市役所 契約管財課 契約管財係 0296-34-0406